

議案第178号

指定管理者の指定について

さいたま市老人福祉センター槻寿苑及びさいたま市槻寿苑デイサービスセンターの指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和元年11月27日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

所在地	名称
さいたま市岩槻区大字笹久保1393番地	槻寿苑
	さいたま市槻寿苑デイサービスセンター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 さいたま市大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 船戸 均

3 指定する期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで